

生物学的、生理的性差の「セックス」とは異なって「ジェンダー」は、社会的文化的歴史的に作られてきたわけですから、社会、文化が異なれば、あるいは歴史が異なれば、男(女)らしいねと考えられている中身が異なることになります。2000年代初め頃に、高校生にある言葉を与えて、「男をイメージしますか? 女をイメージしますか?」という質問をして国際比較した調査があります。例えば「気が変わりやすい」では、日本では女性と答えたのが41.1%。一方中国は34.4%が男の方が気が変わりやすいと答えている。社会が変われば男らしいとか女らしいとかイメージしている中身が異なってくる。そのレベルの男性らしさ、女性らしさを指す言葉として「ジェンダー」という言葉を今使っています。

## 今の日本に求められる 固定観念にとらわれない視点

男女共同参画政策を考えるに当たって、ジェンダーという概念はとても大事です。例えば男と女の問題で「こうした方がいいよね」「困りごとだよね」ということが仮にあったとしても、男と女の問題は生まれつき、つまり生物学的生理学的に決まっているというその一本槍の視点でしか物事を捉えられない。すると、政策は成り立たず、変えられない。ところが、「社会的文化的歴史的に形成されてきた領域がある」という視点によって、「それなりの努力をすればより良い状況に持ていけるのではないか」と、初めて政策を立案する可能性が出てくる。そういう意味で、この視点はとても大事だと思っています。

とはいっても、私たちにはいろんな形で男性女性のイメージが定着していると思います。例えば男性の方が運動能力や筋力があるだろうと思っています。しかし、統計的な差で何もかも判断していいのか、ということです。例えば、運動能力がある従業員を雇いたいと思って募集した。応募をしてきた1人は女性、もう1人は男性だったとき、女性よりも男性の方が運動能力があるから男性採用で即決をした。この会社は将来性があるかどうか、という話です。運動能力がある社員が欲しいのであれば男女関係なく、実際に100メートルを一緒に走ってもらい、速い方を採用すればいい。男だからこう、女だからこうという固定観念で捉えるのではなく、具体的に目の前にいる人の能力をしっかりと測って人材を登用し活



用していく。こういう目が今の日本全体、社会にとっても企業にとっても重要なのではないかということです。  
※私たちの思い込みに関する問題を以下に書いていますので、ちょっと考えてみてください

[ あなたも考えてみましょう ]

**Question.1**

ある日、お父さんと息子が2人で高速道路を車で走っているときに事故に遭いました。お父さんは即死、息子の方は救急病院に運ばれました。運ばれた病院で、男の子の手術をしようとした外科医が、子どもの顔を見て驚いた表情でこう言いました。「私にはこの子どもを手術することができません。というのも、実は、この男の子は、私の実の息子だからです」。

さて、この外科医と子どもの間には、どんな関係があるのでしょうか。

(答えは複数あります)

**.....**

**Question.2**

次の文章の言葉遣いで、何か気づくことがありますか。「フランス人は女性に親切だと言われる。それに比べて日本人は、最近改善が見られるとはいえ、まだ女性に親切だとは言いがたい」

## 「男も女も同じ」ではなく 「一人一人が違う」ことを見定める

男女共同参画社会という発想、視点とはどういうことか。よく「男女共同参画や男女平等というのは、男も女もみんな同じだという考え方ですよね」と言われるが、それは私から言わせると全く違います。そうではなくて、「男も女もなく、みんな一人一人が違うのだ」ということを見定める視点、これが男女共同参画の視点だと思います。それをその人として客観的に判断し、能力を発揮してもらう。これを法律の文でいうと、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮できることができる」社会です(右欄「男女共同参画社会基本法」参照)。

## 3. 男女共同参画社会の理由:なぜ?いま?

### もう一度取り組み直す 基本的人権としての男女平等

では「なぜ、今、男女共同参画社会なのか」という背景について、男女共同参画社会基本法の前文を読んでみましょう。ここにさりげなく2つの理由が書いてあります。1つ目は「我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている」。私なりの表現でいうと、「基本的人権としての男女平等の実現」です。男女平等を目指すことは日本国憲法に書かれ、それに基づいて國も地方自治体もいろんな施策を打ってきました。ただ、ふと立ち止まって点検してみると「まだまだだよね」という状況なので、基本法を作って、もう一回取り組み直そうということです。

「まだまだだよね」という数値は、いろんなところで出ています。この基本法ができた2000年前後のデータを意識的に紹介すると、例えば所得。2004年の統計では、1年を通じて働いた人で年収300万円以下だった人の割合は、男性17.8%。女性は63.8%。1998年に国立大学協会が国立大学の女性教員比率を調べたところ、6.55%。難関大学といわ

## 2. 男女共同参画社会基本法の成立

(1999年)

### ◎目的と定義

#### 男女共同参画社会:

「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる」社会(前文)

#### 積極的改善措置(2条2項):

「男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう」

### ◎5つの基本理念

- 1)男女の人権の尊重(3条)
- 2)社会における制度又は慣習についての配慮(4条)
- 3)政策等の立案及び決定への共同参画(5条)
- 4)家庭生活における活動と他の活動の両立(6条)
- 5)国際的協調(7条)

れる大学ほどこの数値は下がり旧帝大ではこの平均よりも低い。また、日本新聞協会は50人の役員中女性は0。日本民間放送連盟は42人役員がいて女性は0でした。こういう数字は挙げればきりがなく、残念ながら現在でもなかなかこれが埋まっていないという状況です。そこでもう一度しっかりと取り組み直そうというのが1つ目の理由です。

### そして求められた 社会経済情勢の変化への対応

しかし男女平等を目指す動きは、戦後の日本国憲法制定より前からありました。1999年に男女共同参画社会基本法ができた理由として、基本的人権だけでは説明がつかない。そこで2つ目の理由が、先ほどの前文に続いて書いてあります。「一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、…」といろいろ考えるとどうも男女共同参画社会が必要だと。つまり2つ目の理由は、「社会経済情勢の変化への対応」ということです。

この1990年代、一体何がどう変わっていこうと